

大口町告示第25号

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の一部を
改正する要綱

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱（平成24年大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、資金使途が設備資金（運転資金と併用する場合を除く。）として融資を受けた場合は当初24月分とする。

第3条第1項第1号及び第2号を削る。

第9条第1項中「取り消すことができる」を「取り消す」に改め、同条第2項中「命ずることができる」を「命ずる」に改める。

第10条中「支払わなくなった時はその補助金を」を「支払わなくなったときは、交付した補助金から補助対象となる利子の額から算定した交付されるべき補助金を引いた額を」に改め、同条ただし書を削る。

様式第1中「当初から12月設備・商工会推薦は18月」を「当初から12月（設備資金は24月）分の利子の額」に改める。

様式第2中「支払わなくなったときはその補助金を」を「支払わなくなったときは、交付した補助金から補助対象となる利子の額から算定した交付されるべき補助金を引いた額を」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、当初12月分の利子の額とする。<u>ただし、資金使途が設備資金（運転資金と併用する場合を除く。）として融資を受けた場合は当初24月分とする。</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、当初12月分の利子の額とする。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は当初18月分の利子の額とする。</u></p> <p>(1) <u>資金使途が設備資金として融資を受けた者</u></p> <p>(2) <u>大口町商工会の推薦により融資を受けた者</u></p>
<p>2 略</p> <p>(補助金の取消し等)</p>	<p>2 略</p> <p>(補助金の取消し等)</p>
<p>第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を<u>取り消す</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を<u>取り消すことができる</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>
<p>2 前項の場合において、町長は当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずる。</p> <p>(補助金の返還)</p>	<p>2 前項の場合において、町長は当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を<u>命ずることができる</u>。</p> <p>(補助金の返還)</p>
<p>第10条 前条第2項又は繰上償還等により補助対象となった利子の全部若しくは一部を<u>支払わなくなったときは、交付した補助金から補助対象となる利子の額から算定した交付されるべき補助金を引いた額を町に返還しなければならない</u>。</p>	<p>第10条 前条第2項又は繰上償還等により補助対象となった利子の全部若しくは一部を<u>支払わなくなった時はその補助金を町に返還しなければならない。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>
<p>様式第1（第4条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第2（第5条関係）</p> <p>【別記】</p>	<p>様式第1（第4条関係）</p> <p>【別記】</p> <p>様式第2（第5条関係）</p> <p>【別記】</p>

新

様式第1 (第4条関係)

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

電話番号

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

金 円

金融機関証明欄	
上記申請者について下記のとおり融資を実行しましたので証明します。	
保証番号	
融資金額	金 円
融資期間	年 月 日～ 年 月 日 (うち措置 か月)
利率	年 %
当初から12月(設備資金は24月)分の利子の額	金 円
年 月 日	
大口町長 様	
金融機関名	

添付書類

1. 金融機関が発行する返済予定表の写し

様式第 1 (第 4 条関係)

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

電話番号

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱第 4 条の規定により、
補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

金 円

金融機関証明欄	
上記申請者について下記のとおり融資を実行しましたので証明します。	
保証番号	
融資金額	金 円
融資期間	年 月 日～ 年 月 日 (うち措置 月)
利率	年 %
当初から 12 月 設備・商工会推 薦は 18 月	金 円
年 月 日	
大口町長 様	
金融機関名	

添付書類

1. 金融機関が発行する返済予定表の写し

新

様式第2（第5条関係）

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

（補助金の返還）

繰上償還等により補助対象となった利子の全部若しくは一部を支払わなくなつたときは、交付した補助金から補助対象となる利子の額から算定した交付されるべき補助金を引いた額を町に返還すること。

回

様式第2（第5条関係）

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

（補助金の返還）

繰上償還等により補助対象となった利子の全部若しくは一部を支払わなくなつたときはその補助金を町に返還すること。